

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
苦情及び緊急の連絡に対する体制

(注意) 平成14年3月26日厚生労働省告示第117号を満たす内容であること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。